

改正

平成20年3月11日告示第45号

木更津市防犯パトロール車の貸付けに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防犯パトロール車を貸し付けることにより、自主防犯活動を促進し、もって市民が安心して暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防犯活動」とは、自治会その他市民等により構成された団体により行われる、犯罪の防止のための自主的な活動をいう。

(貸付けの要件)

第3条 防犯パトロール車の貸付けを受けることができる者は、次の要件を満たしたものとする。

- (1) 木更津市防犯指導員協議会の会員であること。
- (2) 市内における自主防犯活動に使用すること。
- (3) 防犯パトロール車の保管責任者を定めること。

(貸付けの条件)

第4条 防犯パトロール車の貸付けを受けた者は、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 転貸しないこと。
- (2) 貸付期間満了日の指定する時間までに指定された場所に返納すること。
- (3) 普通自動車を運転することができる運転免許証の交付を受けていた期間が通算して8年以上経過した者が運転すること。

(貸付けの申込み等)

第5条 防犯パトロール車の貸付けを受けようとする者は、手続時間（木更津市の休日を定める条例（平成元年木更津市条例第25号）第1条第1項に規定する日（以下「休日」という。）以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）であって、かつ、使用する日の前日までに、木更津市防犯パトロール車貸付申込書兼誓約書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、貸付けを決定したときは、木更津市防犯パトロール車貸付通知書（別記第2号様式）により当該申込者に通知するもの

とする。

(貸付期間)

第6条 防犯パトロール車の貸付期間は、1回につき7日以内とし、手続時間に貸付け及び返却を行う。

2 前項の規定により貸付期間の期限が休日にあたる時は、貸付期間満了日を当該休日以後最初に訪れる休日でない日とすることができる。

(貸付料)

第7条 防犯パトロール車の貸付けは、無料とする。ただし、利用中に使用した燃料については、貸付けを受けた者の負担とする。

(賠償責任)

第8条 防犯パトロール車の貸付けを受けた者等は、交通事故等を起こした場合、市がその責を負うものを除き、市が加入している自動車保険で補填されない部分については、防犯パトロール車の貸付けを受けた者等の責任において、損害賠償を行わなければならない。

2 防犯パトロール車の貸付けを受けた者等が故意又は重大な過失により防犯パトロール車を損傷した場合は、当該防犯パトロール車の貸付けを受けた者等がその賠償の責めを負うものとする。

(交通事故の報告)

第9条 防犯パトロール車の貸付けを受けた者は、利用中に防犯パトロール車が交通事故にあったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(台帳の整備)

第10条 市長は、防犯パトロール車の貸付けを行ったときは、木更津市防犯パトロール車貸付台帳(別記第3号様式)に記録し、その使用の状況の把握に努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、防犯パトロール車の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月11日告示第45号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の木更津市防犯パトロール車の貸付けに関する要綱の規定は、平成20年4月1日以後の申込みに係る貸付けから適用し、同日前までの申込みに係る貸付けについては、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第5条第1項）

木更津市防犯パトロール車貸付申込書兼誓約書

年 月 日

木更津市長 様

地区名

住所

申込者 氏名

印

電話番号

防犯パトロール車の貸付けを受けたいので、木更津市防犯パトロール車の貸付けに関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、事故が発生したときは、木更津市防犯パトロール車の貸付けに関する要綱第8条の規定により賠償することを誓約いたします。

使用目的	
使用期間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
保管責任者	
使用に関する誓約書	木更津市防犯パトロール車の貸付けに関する要綱に基づき、次の事項を確認の上、借り受けます。 1 使用期間中は、道路交通法及び木更津市防犯パトロール車の貸付けに関する要綱並びに関係法規を遵守します。 2 転貸しません。

第2号様式（第5条第2項）

木更津市防犯パトロール車貸付通知書

年 月 日

様

木更津市長

防犯パトロール車の貸付けについて、木更津市防犯パトロール車の貸付けに関する要綱第5条2項の規定により、次のとおり貸し付けます。

防犯パトロール車の自動車登録番号	
貸付期間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
保管責任者	
貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 転貸しないこと。 2 貸付期間満了日の指定する時間までに指定された場所に返納すること。 3 普通自動車を運転することができる運転免許証の交付を受けていた期間が通算して8年以上経過した者が運転すること。 4 この防犯パトロール車の貸付けを受けた者等は、交通事故等を起こした場合、市がその責を負うものを除き、市が加入している自動車保険で補填されない部分については、防犯パトロール車の貸付けを受けた者等の責任において、損害賠償を負うこと。 5 この防犯パトロール車の貸付けを受けた者等が故意又は重大な過失により防犯パトロール車を損傷した場合は、当該防犯パトロール車の貸付けを受けた者等がその賠償の責めを負うこと。

第3号様式（第10条）

木更津市防犯パトロール車貸付台帳

No.	受付年月日	申 込 者	
		住 所	氏 名

保管責任者	使 用 状 況			返却確認	備 考
	使用期間	使用目的	返却時間		
			時 分		